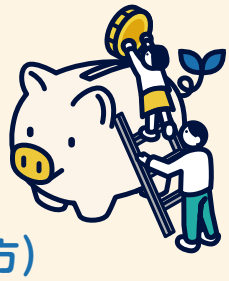
こどもNISA
2027年1月
スタート!

第1弾

未来のために、今からはじめる

こどもNISA 準備キャンペーン



キャンペーン期間 2026年11月9日(月)～12月30日(水)まで

2stepで 最大3,000円プレゼント!

(対象:0～17歳の方)

step1 普通預金口座開設

現金2,000円プレゼント!

お子さまにオススメ!

ハッピータイム預金(普通預金)

0歳児限定特典 メモリアル通帳サービス

SNSで話題!

普通預金

年月日	摘要	お預入れ金額	お預かり金額
2026-01-23	振込	YEAR	2,025円
2026-01-23	振込	BIRTHDAY	1,125円
2026-01-23	振込	TIME	623円
2026-01-23	振込	WEIGHT	2,884円

1 誕生日、出生体重、出生時間、メッセージなど メモリアル印字サービス無料

2 硬貨入金手数料無料

step2 こどもNISA口座開設予約

現金1,000円プレゼント!

※step②には、お子さま名義の普通預金口座が必要です。

2027年1月から 第2弾キャンペーンも実施予定!

さらに! こどもNISAのつみたてスタートで、現金プレゼント!

現金プレゼントは、step①、step②ともに2026年12月30日時点で、お子さまの普通預金口座の残高が20,000円以上の場合に対象となります。

【キャンペーンに関する留意事項】
○2027年1月1日時点で満18歳未満の日本にお住まいのお子さまが対象となります。○特典は、2027年1月末ごろに、対象の普通預金口座に入金いたします。○入金時点で対象の普通預金口座を解約されている場合や、その他当行が不適切な取引と判断した場合は対象外となります。○「こどもNISA口座開設予約」は、こどもNISAの正式な口座開設申込みではなく、2027年1月以降に所定の口座開設手続きが必要です。○「こどもNISA口座開設予約」は、他の金融機関で既にこどもNISA口座をお申込み中の方は対象外です。○こどもNISAでは、通常の普通預金口座とは別に、払出しに制限のある専用の普通預金口座を開設する必要があります。○本キャンペーンのお申込みは不要です。

富山銀行の口座は、お子さまが大きくなってからも便利!

全国の セブン銀行ATM ゆうちょ銀行ATM※ 入出金手数料無料!

全国で使えて、進学や仕送りにも安心。
お子さまの成長に合わせて、
末永くご利用いただけます。



※ゆうちょ銀行ATM(駅やショッピングセンター等の店舗外に設置されているもの)は時間帯や曜日で手数料がかかる場合があります。

詳しくは、お近くの
富山銀行本支店窓口にお問い合わせ下さい。

Change & Challenge
富山銀行

富山銀行公式サイトはコチラ▶
https://www.toyamabank.co.jp/

(2026年11月9日現在)

こどもNISAとは

2027年1月から始まる、0～17歳の未成年者を対象とした少額投資非課税制度です。
お子さま名義のNISA口座で、親権者等が投資信託の積立投資を行い、得られた運用益が非課税になります。
将来の教育資金や資産形成をサポートするための制度です。

2027年1月からのNISA制度概要

	こどもNISA	つみたて投資枠	成長投資枠
対象年齢	0～17歳	18歳以上	
年間投資枠	60万円	120万円	240万円
非課税保有限度額	600万円	自動的に移行 → 1,800万円（うち、成長投資枠は1,200万円まで）	
買付方法	積立	積立	一括・積立
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等
運用資金の払出し	12歳以降は一定の要件の下で払出が可能	制限なし	

こどもNISAのPOINT

- POINT 1 つみたて投資枠のみ利用でき、年間60万円（月約5万円）まで、累計の上限は600万円です。
- POINT 2 18歳の1月1日に自動で成人NISAに切り替わります。
- POINT 3 原則として、こどもNISAの期間中は口座を開設した金融機関の変更はできません。
- POINT 4 0歳から17歳までは原則払出できません。ただし、12歳以降は一定の条件を満たせば払出可能です。

（出所）金融庁HP、日本証券業協会HP等を基に富山銀行が作成

投資信託に関する留意事項

〇投資信託は預金ではなく、預金保険の対象ではありません。〇投資信託はリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等によります。したがって、元本および分配金が保証されている商品ではありません。主なリスクには以下のものがあります。（金利変動リスク）金利が上昇した場合に債券価格が下落し、基準価額が下落するリスクです。（価格変動リスク）ファンドに組み入れられた株式や債券などの価格の変動の影響で基準価額が下落するリスクです。（為替変動リスク）外貨建資産について、当該通貨の外国為替相場が円高になった場合に基準価額が下落するリスクです。（信用リスク）株式や債券の発行体の経営に直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合にファンドにも重大な損失が生じるリスクです。（流動性リスク）市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合等にファンドの組入銘柄を売却する際、期待価格での売却ができず、不測の損失を被るリスクです。詳しくは各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご確認ください。〇投資信託のお申込時にはお申込手数料、ならびに運用期間中には信託報酬等がかかります。また、換金に際して信託財産留保額などのコストがかかるものがあります。※申込手数料（購入価額の最大3.85%（税込））、信託報酬（純資産総額に対し最大年率2.1875%（税込）程度）、信託財産留保額（換金時の基準価額の最大0.5%）。※ファンド毎に手数料等は異なりますので、各ファンドの目論見書および目論見書補完書面等をご覧ください。〇投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入されたお客様に帰属いたします。〇富山銀行でご購入された投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。〇富山銀行は販売会社であり、投資信託の設定・運用は投信会社が行います。〇投資信託のお取引に関しては、クーリング・オフの適用はありません。〇投資信託をご購入の際は、目論見書および目論見書補完書面等により、必ず商品内容や留意事項を十分ご理解のうえ、ご自身のご判断でお申込みください。〇目論見書および目論見書補完書面等は当行本支店にご用意しております。

NISA制度に関する留意事項

〇NISA口座は原則として、金融機関等を変更した場合を除き、同一年において1人1口座（一金融機関等）のみの開設となり、他の金融機関等にNISA口座内の上場株式等を移管することもできません。〇当行では、NISA口座において購入することができる金融商品のうち、税法上の株式投資信託のみを取扱っています。取扱商品以外（上場株式・REIT・ETF等）への投資をお考えの場合は、証券会社等の他の金融機関でNISAをご利用ください。〇NISA口座内で発生した普通分配金や譲渡益は全額非課税となりますが、譲渡損が発生した場合には、損失がないものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の配当や譲渡益との損益通算ができません。〇NISA口座内上場株式等を課税口座に払い出した場合は、当該払い出された非課税上場株式等の取得価額は払出日における時価となり、払出日に価格が下落していた場合でも、当初の取得価額と払出日の時価の差額に係る損失はないものとされます。〇NISA制度では、年間投資枠（つみたて投資枠120万円/成長投資枠240万円）と非課税保有限度額（成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円/うち成長投資枠1,200万円）の範囲内で購入した上場株式等から生じる配当所得及び譲渡所得等が非課税となります。非課税保有限度額については、NISA口座内上場株式等を売却した場合、当該売却した上場株式等の取得価格（簿価）分だけ、その翌年以降の年間投資枠の範囲内で再利用することが可能となります。〇2026年以降は、原則1年に1回、前年末時点での特定累積投資勘定基準額及び特定非課税管理勘定基準額が通知されます。〇収益分配金により再投資を行った場合には、その分が年間投資枠と非課税保有限度額を費消します。このため、短期間での乗換えや分配金再投資型の公募株式投資信託につき高い頻度で分配金の支払いをうける投資手法等はNISA制度を十分に利用できない場合があります。なお、投資信託において支払われる分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は非課税であり、NISA制度によるメリットを享受できません。〇NISA口座の開設は届出書の提出を受理した日に設定いたしますが、当行においては、税務署から非課税口座の開設ができる旨等の提供があった日まで、NISA口座を利用したお客さまからの投資信託等のお申込みを受け付けないことといたします。（税務署への非課税口座の重複確認手続き期間中（1ヶ月程度））〇購入した投資信託の信託報酬等の概算値が原則として、年1回通知されます。〇基準経過日（NISA口座に初めてつみたて投資枠を設けた日から10年を経過した日及び以降5年毎の日）に氏名・住所の確認を行いますが、確認期間（基準経過日から1年を経過する日までの間）内に確認ができない場合には、新たにNISA口座への上場株式等の受け入れができなくなります。〇NISA口座開設者が出国により非居住者となる場合には、出国前に当行に対し「出国届出書」の提出が必要です。この場合には、NISA口座が廃止され、NISA口座内の上場株式等は課税口座に移管されます。〇NISA口座の開設には、当行で投資信託振替決済口座を開設していただく必要があります。〇お買付けいただける商品の種類は、長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託に限られており、当行が指定する「つみたて投資枠対象ファンド」のみとなります。また、「つみたて投資枠に係る積立契約（累積投資契約）」の締結が必要であり、同契約に基づき定期かつ継続的に買付が行われます。（通常の購入手続きによる買付はできません。）〇お買付けいただける商品の種類は、公募株式投資信託のみとなり、当行が「成長投資枠対象ファンド」として指定するファンドとなります。なお、デリバティブ取引を用いた一定の投資信託及び株式投資信託のうち信託期間20年未満または毎月分配型の商品は除かれています。

こどもNISAに関する留意事項

〇こどもNISAは2027年開始予定の未成年者向け非課税投資制度で、対象は0～17歳までです。〇こどもNISA口座は、1人1口座に限られており、複数の金融機関に重複して申し込むことはできません。また、成人後のNISA口座と異なり、金融機関の変更はできません。〇年間投資枠は60万円まで、非課税保有限度額は600万円までとなります。〇こどもNISAには成長投資枠は設けられておらず、つみたて投資枠のみご利用可能です。そのため、買付方法は定時定額購入のみとなります。〇口座開設者本人のお取引には、あらかじめ法定代理人の同意が必要です。〇こどもNISAでは途中売却は可能ですが、払出し制限があります。12歳以降は一定の要件下で払出しが可能となります。〇こどもNISAの資金や投資信託は、口座名義人である未成年者が、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則として払出しできません。〇口座開設者本人がその年の1月1日時点で18歳である年を迎えると、こどもNISAは成人後のNISA口座に自動的に移行し、非課税保有限度額が成長投資枠・つみたて投資枠合わせて1,800万円となります。

※上記内容は、2026年10月現在の法令等に基づいて作成しています。制度内容や開始時期は変更となる可能性があります。

商号等：株式会社 富山銀行（登録金融機関）　登録番号：北陸財務局長（登金）第1号　　加入協会：日本証券業協会

（2026年10月現在）